

## 選手等行動規範

### (趣旨・目的)

強化指定選手及び育成選手、日本代表選手(以下「選手等」という。)が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献するために、日本のデフスイマーとしての誇りと自覚と責任を持って、明朗闊達に行動し、ひいては水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

### (規範の遵守と内容)

選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

- (1) 選手等は多くの国民やボランティアの支援を得ていること及び常に社会から注視されていること、デフスイマーの憧れであることなどを自覚し、デフ水泳競技の牽引者としての行動をとらなければならない。
- (2) 選手等は指導者やチームメイト、支援者に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
- (3) 選手等はアンチ・ドーピングの手続きを始め、大会への参加規則、登録などの知識及び事務手続きの知識などの理解に努め、期限を遵守しなければならない。
- (4) 選手等は、それぞれ指定された活動・行事(大会、合宿、練習会、ミーティング、記者会見、壮行会等)には必ず参加すること。ただし、監督もしくはヘッドコーチが、やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。
- (5) 選手等が、自己都合で指定申請をしなかったり、辞退をしていたりした場合の再復帰については、デフスイマーの特性を把握する意味からもデフリンピック開催前の世界選手権開催年には復帰しておく必要があるので注意すること
- (6) 選手等の活動・行事において、監督またはヘッドコーチにより定められた時刻(集合時間、門限等)を厳守する。
- (7) (一財)全日本ろうあ連盟、日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったときは、指定の衣服等を着用する。
- (8) 違法行為または選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。
- (9) 意図的な身体装飾(茶髪、ピアス、刺青(タトゥー)、華美なネイルアート等)は禁止する。
- (10) 選手等としての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙は禁止する。また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。合宿及び大会期間中以外も過度な飲酒は

慎むこととする。

- (1 1) 選手等としての合宿及び大会期間中の宿舎滞在中においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行う。
- (1 2) 選手等はアンチ・ドーピングの理念必要性を十分理解し、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させることのないようにする。薬を服用する際は事前にドクター等に相談すること。
- (1 3) 選手等は暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行わないこと。
- (1 4) 選手等は暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言、強引な進路誘導等、その他人個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとってはならない。
- (1 5) 選手等は法令に違反する行為又強化指定選手等の信用を損なう行為や他者を誹謗中傷する発言や行為してはならない。特に、ソーシャル・ネットワーキングサービス（例：フェイスブック、ライン、ツイッターなど）による発信には注意すること。
- (1 6) その他、合宿の監督、日本代表チームの監督もしくはヘッドコーチにより定められた行動規範を遵守する。

(違反選手に対する処分)

- 1 当協会は、処分規程等に基づき、理事会の決議を経て違反者を公正かつ適正に処分する。選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会の決定により処分を受ける。
- 2 第1項の処分に際して、それぞれ理事会、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 処分に対する不服の申し立てについては、別に定める。

(改廃)

この規範の改廃は理事会の決議による。

2019年2月24日制定

2020年3月22日改定

2021年3月14日改定